

## 佐賀藩中期における権力構造と政治形態（一）

藤野，保  
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7182233>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要. 27, pp.337-372, 1982-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# 佐賀藩中期における権力構造と政治形態（二）

藤野保

## 目次

はじめに

### 一 光茂の登場と政策基調

#### 1 「御代始条目」の制定

#### 2 文治主義政策の展開

### 二 当役政治の運営と展開

#### 1 権力の再編成と構成

#### 2 請役家老の職掌と機能

### 三 支配機構の整備と運用

#### 1 蔵入支配の強化と算用（以上、本号）

#### 2 地方支配機構の整備（以下、次号）

### 四 家臣団統制と身分格制

#### 1 「起請文」から「誓紙」へ

#### 2 「三家格式」と身分格制の確立

はじめに

本稿は、先に昭和五十六年に刊行した『佐賀藩の総合研究―藩制の成立と構造―』（藤野保編 吉川弘文館<sup>(1)</sup>）につづく佐賀藩中期における権力構造と政治形態

『統佐賀藩の総合研究―藩政改革と明治維新―』の成果の一部をなすものであり、かつ巻頭に位置するものである。<sup>(2)</sup>

そのため、考察の対象は、直茂・勝茂につづく三代藩主光茂時代（明暦三年（元禄八年））が中心となるが、前著と一貫した継続性をもたせるため、勝茂時代から考察をはじめることによって、佐賀藩における政治組織の基本形態と政治運営の基本原則が確立・展開していく、まさに両者の相関分析を通じて、光茂時代Ⅱ佐賀藩中期における藩制の構造・特質を説明することを意図している。また、支藩統制と「三家格式」の成立については、前著において詳述したが、これは光茂の重要政策の一部を構成するため、本稿においても必要限度叙述するとともに、改めて光茂の政策の全貌を分析することによって、「三家格式」の歴史的位位置を確認し、さらに支配機構の整備および身分格制の確立との関連で明らかにしている。

ところで、本稿が対象とする光茂時代の研究は、これまで支藩統制と世禄制の実施および殉死の禁の二点に代表される文治主義政策について論及するにとどまり、<sup>(3)</sup>光茂時代の政策の全貌を分析することによって、個々の事象を関連把握しながら、これを佐賀藩制の確立・展開のなかで位置づける作業は、未だなされるに至っていない。そのため、佐賀藩制確立の明確な位置づけがなされないままに、かつ確立期に内在する矛盾の展開が明らかにされないままに、中期以降の藩政改革が論じられている現状である。

そこで、本稿においては、光茂の施政方針ともいべき「御代始条目」の考察からはじめ、そこでの政策基調を明らかにしながら、いわゆる文治主義政策の内容について検討を如るえとともに、「葉隠」成立の歴史的背景について究明している。

ついで考察は、勝茂時代に確立・定着した当役政治の運営と展開に向けられる。佐賀藩においては、藩主と執政とが逆現象をきたし、竜造寺時代における鍋島執政体制より鍋島時代における竜造寺執政体制へ移行・変化するなかで、竜造寺一門が交代で当役（請役家老）に就任するという政治運営の基本原則が成立するが、他方、藩初以来創出され

た鍋島一門の藩政上における地位の強化が、当役政治の運営と展開に如何なる影響を与えたか、竜造寺執政体制との関連で明らかにする。その結果、光茂時代に至って、はじめて鍋島一門（白石鍋島家）の請役家老が実現し、これまでの政治運営の基本原則が変化したところに大きな特徴がある。いわば鍋島・竜造寺一門の連立内閣である。

ところが、光茂中期の寛文末年から再び竜造寺執政体制が復活し、「鳥ノ子御帳」の精神への復帰が意図される。それは佐賀藩の政治運営と政治組織に如何なる結果をもたらしたか、政務運営の中枢をなす請役家老の職掌と機能について、「鳥ノ子御帳」と比較しながら検討するとともに、領国における知行配分が確定した後の蔵入地の経営と算用について、そこでの管理体制と蔵入算用における請役家老の機能分析を通じて明らかにする。それは佐賀藩中期における支配機構の整備を究明することであり、いわゆる文治主義政策の具体的内容を明確にすることである。

こうして、光茂時代における政治組織、とくに地方支配機構は、その晩年Ⅱ貞享から元禄期にかけて整備されるが、ここでも「鳥ノ子御帳」との比較検討を通じて、法令制定の順にしたがって考察し、佐賀藩における地方行政機構が如何に整備したか、各職制別に専任奉行の機能分析を通じて明らかにする。それはいつてみれば、法の制定が勝茂時代のマンツーマンからマンツーマン・ビュロークラシへの変化であり、この期に専任の奉行と職制が設置されて、地方行政機構の分化と機能的な進化がすすみ、階層的な行政系統が整序化する。その意味で、佐賀藩制機構の確立は、光茂晩年の貞享・元禄期に求められる。天和三年における「三家格式」の制定は、単に佐賀藩における身分制秩序の確立を志向したにとどまらず、全体的に藩制機構の整備・確立を招来したのであり、「三家格式」制定の意義は、まさにこの点にあったといえよう。

以上、光茂の文治主義政策にもとづく藩制機構の整備と階層的な行政系統の整序化は、さらに進んで、家臣団統制の強化と組織の整備、および家臣団構成における身分格制の重視と階層秩序の確立となって現われる。本稿の最後に家臣団統制と身分格制の一項を設けた所以は、そこにある。

ここでは、藩主と家臣団との主従制原理が確定した幕藩制下の佐賀藩において、盛んに起請文が提出された理由を解明しながら、近世起請文の特色について明らかにするとともに、そこに示された「在佐賀」・登城による藩政協力への誓約は、三支藩をはじめ万石以上の大配分を包摂する佐賀藩の構造特質に由来することを究明し、それによって、主従制と集権性を維持し、家臣団に対する統制強化を意図したことを明らかにした。

ところが、それとはうらはらに支藩家中の在郷が進行し、その結果、「三家格式」の制定となつて、三支藩は完全に本藩の統制下におかれ、これを契機に、蔵入地に対する管理体制の強化と地方行政機構が整備されるが、それと並行して、家臣団組織は如何に整備され、身分制秩序は如何に確立していったかについて、最後に、鍋島一門を中心とする「親類」層の分析と、「着到帳」・「組着帳」の考察を通じて明らかにした。

ここでは、これまでの「着到帳」にみられた身分格制による家格序列と石高順による階層秩序の矛盾を止揚しながら全家臣団を石高順に記載し直すことによって、新たな階層秩序の確立を志向したこと、さらに家臣団構成の中核をなす諸組の構成が、臨戦体制を中心とする組構成Ⅱ家臣団編成から、平和時の組構成Ⅱ家臣団編成に変化した事実を明らかにし、それを支配体制の強化や政治組織の整備の一環として位置づけた。

こうした光茂の鍋島一門の強化と身分制秩序確立の方向は、四代藩主綱茂の元禄十二年、鍋島一門と竜造寺四家との間に身分秩序を導入することによって確立する。佐賀藩における支配体制であり、身分格制である三家・親類・親類同格・家老・着座体制の確立がそれである。本稿は、そうした佐賀藩における基本体制確立の歴史的背景について、合わせて考察を加えたものであり、その後の佐賀藩政史研究の前提をなすものである。

## 【註】

(一) 『佐賀藩の総合研究―藩制の成立と構造―』における筆者の分担執筆項目は、前編「藩制成立前史」の第二章第一節の「竜造寺領国の形成過程」と第一節の「竜造寺家臣団の構成」、および本編「藩制の成立と構造」の第一章「鍋島佐賀藩の成立」

の第一節「竜造寺・鍋島両氏と公儀権力」と第二節「佐賀本藩と三支藩の成立」、さらに同第二章「鍋島佐賀藩の構造」の第一節「政治過程および政治形態」の五項目である。

(2) 本稿は『統佐賀藩の総合研究—藩政改革と明治維新—』の第一章「佐賀藩中期の政治と社会」の第一節「光茂の改革と文治政治の展開」の項目に相当する。

(3) それは『佐賀県史』中巻(近世編)に代表され、『佐賀市史』第一巻(近世篇)に継承されている。

なお、本稿は文部省科学研究費(総合研究(A))による「佐賀藩の総合的研究」(代表藤野保、昭和四十九・五十年の兩年度にわたり交付)の成果の一部であり、(1)で述べた諸論文につづいて第六稿の位置を占めるものである。

## 一 光茂の登場と政策基調

### 1 「御代始条目」の制定

慶長十二年、竜造寺本家の高房とその父政家の死亡を契機に、竜造寺氏の家督を相続し、名実ともに鍋島佐賀藩を成立せしめた勝茂(二代)は、その晩年慶安・明暦段階において、総合藩法「鳥ノ子御帳」<sup>(1)</sup>を制定し、政治組織の基本形態と政治運営の基本原則を確立する一方、家臣団の分限帳「着到帳」<sup>(2)</sup>を作成し、鍋島一門を頂点とする家臣団の家格序列を確定するとともに、石高表示を四ツ成に統一<sup>(3)</sup>することによって、成の操作によって表現する知行高と実際の収納高である物成高の変動性に終止符を打ち、かつ両者を併記することによって、知行概念を佐賀藩特有の物成概念に即応せしめながら、家臣団の階層秩序を確立し、明暦三年三月、治世五〇年をへて、七八歳の高齢をもって死亡<sup>(4)</sup>した。

こうして、佐賀藩は、勝茂の嫡子忠直の早世によって、孫の光茂が二六歳で三代藩主に就任<sup>(5)</sup>し、壮年の藩主のもとで新しい段階を迎えたのである。

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

明暦四年（万治元）五月、光茂は、新藩主の施政方針ともいふべき「御代始条目」<sup>(6)</sup>を發布した。まず第一条において、

一 今度我等儀、段々忝以 上意、長崎御番迄不相替被 仰付、忝次第、面目不過之事ニ候、然者、第一至 公儀、抽御奉公、長崎表之儀ハ不及申、其外ニも相替儀有之時之埋草ニも相成覚悟肝要ニ候、長崎御番ハ在陣同然之儀ニ候ヘハ、矢合無之迄之事情、不可油断儀ニ候ヘ共、指当掛一命候儀、当分無之事ニ候ヘハ、万一若キ輩、緩ニ成候てハ役ニ不立事情、弥右之僉儀候而、常々相嗜尤候、左候ヘハ、無油断、馬究・弓鉄炮之究等可被申付事、口上

とし、公儀への奉公を第一として、「長崎御番」を全うするため、油断なく馬究・弓鉄炮究に励むよう訓令している。いうまでもなく、「長崎御番」<sup>(7)</sup>とは、島原の乱後の寛永十九年、佐賀藩が幕府から課せられた特殊軍役としての長崎警備（長崎御番役）のことをいう。こうして、佐賀藩は、翌寛永二十年から、福岡藩と一年交代で長崎警備にあたったが、<sup>(8)</sup>勝茂晩年の慶安二年、長崎港口の戸町に長崎番所を設置するとともに、<sup>(9)</sup>深堀を知行所とする深堀鍋島氏は、独自に深堀山頂と高島に遠見番を置き、のち香焼島・沖島・伊王島・高島・脇津の五カ所に遠見番を設置して、長崎警備にあたったのである。<sup>(10)</sup>光茂が「長崎御番ハ在陣同然」と意識した理由は、ここにあった。

光茂は、「御代始条目」の發布に先立ち、明暦四年四月、七カ条からなる長崎警備規定を制定している。<sup>(11)</sup>

#### 定

一 異国船、若於着岸者、従公儀兼而被 仰渡候趣、全可奉守其旨候、此外於長崎表、従前々御法度之条々、是又不可有相違事

一 於長崎、自然火事其外何事可有之時之為候条、毎夜番船を出置、勤番可仕候、白昼之儀者、至其節番船を差出へく事

一 若きりしたん之族、小船ニ而陸地江上儀も可有之候条、嶋々番之者不依、夜白ニ緩セ存間敷事

一 西泊・戸町・深堀嶋々并長崎藏番之者、於長崎町中、妄不可遊行、不叶用所之時者、其所之頭人手形を取可罷出事

一 博奕并遊山・見物可禁制事

一 喧嘩口論堅可為停止事

一 押買狼籍可禁止事

右之条々、守其旨、万不作法之儀無之様、其メ不可有油断者也

明曆四年

卯月八日

丹後守御判

(神代茂貞)  
鍋島中務との

(深堀茂里)  
鍋島志摩との

(姉川茂泰)  
鍋島縫殿との

(納富正純)  
鍋島監物との

(旧松浦)(紀・孝起)  
有田勘解由

(伊万里教達)  
鍋島隼人との

(種世)  
鍋島六左衛門との

光茂は、襲封に際し、まず第一に長崎警備規定を制定し、異国船警固・キリシタン取締りを厳重にするとともに、

これを「御代始条目」の第一条に規定したのである。宛人は三家（三支藩＝小城・蓮池・鹿島）・親類（白石鍋島・川久保

神代）・竜造寺一門（諫早・武雄・多久・久保田村田・須古）につぐ佐賀藩の重臣で、光茂時代以降、そのほとんどが家老

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

・着座となり、藩政各局の実務を担当することとなる。

さて、光茂は、「御代始条目」の第二条において、「国家之政」を説き、勝茂が制定した仕置を「後学之鑑」とし、武士には奉公・忠義を求めながら、如陸甲冑の心得を示し、町人・百姓には、それぞれ生業に励むよう教諭した。さらに第三条で口事沙汰の公平、第四条で咎人僉議の心得、第五条で金銀過代の処置を示し、第六条では、

一先様跡躰<sup>(職)</sup>之哀、幼少ニ候共、不相替可申付と存候、其子細ハ、年寄迄抽奉公、加増申付候而も、家督申付候刻、減候ハ、已来年寄す、ミかね可申候、其身加増申候ても、子孫へ可遣と社可願事ニ候、兎角一度取せ候知行・切米之儀、咎無之処、家督申付候節減候儀、如何ニ存候事

付、弓箭有之時、幼少之子ニ而、其役勤かね候ハ、其時計一門中々役儀相勤候様ニ可申付、依之、与ハ代々相替儀も可有之事

として、幼少の者に跡職相続を認め、そのため勤役不可能な場合は、一門中より勤めるよう措置し、与(組)替えの可能性を示唆した。さらに第七条では奉公を抽んずる者の立身的手段を講じ、最後に第八条では町人・百姓の点役改正を指示したのである。

光茂幼少時の性格・素行<sup>(12)</sup>とはうらはらに、施政の内容は、勝茂の後継者<sup>(13)</sup>に佐賀藩藩主として当をえたものであり、そこには儒教的な仁政思想にもとづく文治主義精神を見出すことができる。そして、それは光茂の政策の基調をなすものであり、その後の佐賀藩政は、これを基調に展開する。なお、こうして光茂がはじめた「御代始条目」は、その後継承され、歴代藩主は襲封に際し「御代始条目」を発布するのが慣例となった。

重要なことは、「御代始条目」の宛人であり、それは鍋島山城・神代大和・多久美作<sup>(辰辰)</sup>・鍋島能登<sup>(辰辰)</sup>・多久長門<sup>(辰辰)</sup>・諫早<sup>(辰辰)</sup>・鍋島主水の順となっている。竜造寺四家のなかでは須古鍋島家が落ち、多久家は茂辰・茂矩父子が登場しているが、勝茂八男の直弘(白石鍋島)につづいて、勝茂一一男の直長が第二位に記載されている。直長は、少弐氏の後

裔閑家の遺領を相続したうえに、明暦元年、神代家の養子となって、その遺領を合わせ相続したもので、明暦二年の「着到帳」では、三支藩を除外すれば、家格序列のうえでは直弘について第二位を占めている。光茂時代は、白石鍋島家につぐ神代家（川久保神代）の登場によって幕開けし、前述した長崎警備規定の宛人となった階層の家臣団によって、藩政が運営・執行されていくのである。

## 2 文治主義政策の展開

光茂の文治主義政策は、前述した「御代始条目」の第六条において、幼少の者に跡職相続を認めた点に現われているが、具体的には、幼少の者の跡職相続においても減祿しないということであり、このことは佐賀藩における世祿制の成立を意味する。ここに、勝茂の晩年に確立した家臣団の階層秩序は、世祿制の実施によって、ますます不動のものとなったのである。

ついで寛文元年光茂は、直弘の死去の際、直弘の家臣三六名が追腹の相談していることを聞き、

主人ノ恩ヲ存、追腹可仕ト申合ヨシ、神妙ノ至リナリ、然ナカラ、山城（直弘筆者）死後、追腹ノ者共付副可居ヤ、曾テ御存ナキ夏也、右ノ者共ハ覚有之ヤ、覚ナキニ於テハ無益ノ儀ナリ、重恩ヲ存ナラハ、翁介（直弘嫡子直堯筆者）幼少ノ夏也、是ヲ取立、家相続致候様、翁介ニ付副奉公仕候ハ、山城ニ至リテハ報恩、翁介ニ至テハ忠ヲ致スノ本意タルベシ（下略）<sup>(14)</sup>

として、追腹（殉死）を禁止した。<sup>(15)</sup>

佐賀藩においても、藩初以来殉死がおこなわれ、元和四年、藩祖直茂が死亡した際は一二人、<sup>(16)</sup>明暦三年、二代勝茂の死亡の際は二六人が殉死している。<sup>(17)</sup>こうした傾向は、本藩のみならず、支藩や大配分でもみられ、承応三年、支藩小城藩祖元茂が死亡した際は一〇人、<sup>(18)</sup>正保二年、深堀に知行所をもつ鍋島<sup>深堀</sup>茂賢の死亡の際は二二人が殉死している。<sup>(19)</sup>

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

儒教的な仁政思想に立脚する光茂は、直弘の死去を契機に殉死を禁止し、翌寛文二年、これを法として制定した。「追腹御法度」というのがそれである。<sup>(20)</sup>

『葉隠』によると、「右の段紀州様聞召付けられ御感心、彼の御家中追腹御法度成され候<sup>(21)</sup>」とし、「(寛文三年)五月二十日、追腹御停止の段、公儀より仰出さる<sup>(22)</sup>」としているが、幕府は同年五月、「武家諸法度」の改訂をめぐって評議した結果、殉死の禁を口上をもって発表することとし、<sup>(23)</sup>ここに殉死は幕命をもって明確に禁止された。ただし日付は五月二十三日である。

以上みる世祿制の実施と殉死の禁止は、光茂の文治主義政策の具体的内容を示したものであるが、そのことが逆に光茂に仕え御書物役を勤めた山本常朝に「葉隠」を生ませる結果となった。常朝は『葉隠』のなかで、

追腹御停止になりてより、殿の御味方する御家来なきなり。幼少にも家督相立てられ候に付て奉公に励みなし。小々姓相止み候に付て、侍の風俗悪しくなりたり。余り御慈悲過ぎ候て、奉公人の為にならず候<sup>(24)</sup>(下略)

として、殉死の禁止や世祿制の実施に反撥し、慈悲も極端に過ぎると、却って武士の奉公のためによくないと説いた。常朝は「御先祖様御仕組手堅く候故、大本は動き申さず候。不調法なることにても、日峯様(直茂<sup>(25)</sup>筆者)・泰盛院様(勝茂<sup>(26)</sup>筆者)の御仕置御指南、上にも下にも守り候時は、諸人落着き、手強く物静かに、治まり申す事に候<sup>(25)</sup>」として、藩制草創期の直茂・勝茂時代への復帰を囑望したのである。

以上のような光茂の文治主義政策は、儒教思想に裏打ちされたものであり、そのため光茂は封建倫理や身分制秩序を重視した。それは当然三支藩をはじめとする家臣団統制の強化となって現われたが、この点については、のちに検討することとする。

【註】

(1) 「鳥ノ子御帳」「鳥栖市史」資料編第三集所収。

(2) 「泰盛院様御印帳」。

(3) 佐賀藩における知行高表示は、明暦二年「着到帳」(泰盛院様御印帳)以前においては、五ツ成が原則であり、かつ知行高で表示するのが一般であった。

(4) 藤野保「佐賀藩確立期における政治過程および政治形態」(『九州文化史研究所紀要』二四号)・同編『佐賀藩の総合研究』本編第二章第一節参照。

(5) 勝茂は、嫡子忠直の死後、当時四歳の忠直の嫡子光茂の将来に不安を抱き、忠直の同母弟(母高源院)である直澄(勝茂五男)に家督を相続させようとして、忠直の妻惠照院を直澄に再嫁せしめた。しかし、勝茂の直澄家督相続の案は、小城鍋島家の元茂(勝茂長男(庶子)や多久安順の強い反対によって実現せず、結局鍋島家の家督は光茂が相続し、三代藩主となった(藤野保「佐賀藩における三支藩の成立過程」(『九州文化史研究所紀要』二五号)参照)。

(6) 「光茂公譜考補」一、「蓮池鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』一四卷所収)二七号鍋島光茂代始条目、「白石鍋島家文書」(『同』一五卷所収)一七号鍋島光茂代始条目写。

(7) 「勝茂公譜考補」一〇上、「多久家文書」(『佐賀県史料集成』八卷所収)二二七号鍋島勝茂書状。

(8) 「勝茂公譜考補」一〇上。

(9) 「勝茂公譜考補」一〇中。

(10) 「勝茂公譜考補」一〇上。

(11) 「光茂公譜考補」一。

(12) 幼少の光茂は性格・素行にとかく問題があり、「御年八十四ニ御成被成候へ共、兼日之御仕形、十ヲノ内之者之様ニ被成御座候、其故、物毎おとなけの御心少も無御坐候」(『有田家文書』)「佐賀県史料集成」一四卷所収(六一号某寛書)といった有様であった。また『葉隠』には、光茂の素行として、「一度に十度分も召上がられ、又幾日も召上がられざる儀も御座候。常体の御生付にてこれなしと、取沙汰仕り候由」(『聞書』第五 五三九条)とある。

(13) 「白石鍋島家文書」三七号鍋島宗茂代始条目写、四七号鍋島重茂代始条目写。

(14) 「光茂公譜考補」一一。

(15) 「光茂公譜考補」一一。

(16) 「直茂公譜考補」一〇。

(17) 「勝茂公譜考補」四。

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

- (18) 「元茂公御年譜」一〇。
- (19) 『葉隠』聞書第六 七七〇条
- (20) 『葉隠』聞書第五 四八七条。
- (21) 『葉隠』聞書第五 四八七条。
- (22) 『葉隠』聞書第五 四八八条。
- (23) 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』四二五頁。
- (24) 『葉隠』聞書第一 一一三条。
- (25) 『葉隠』夜陰の閑談。

## 二 当役政治の運営と展開

### 1 権力の再編成と構成

幕藩体制下における佐賀藩の特異性は、公儀権力の介入によって、藩主が交代し、竜造寺佐賀藩から鍋島佐賀藩に移行・変化したところにある。ところが執政体制は、これとはうらはらに、鍋島執政体制から竜造寺執政体制に移り・変化する。その理由は、勝茂が鍋島藩政を展開するにあたって、まず慶長十三年、勝茂誕生前の直茂の養子鍋島茂里(横岳)とともに、多久(安順)・武雄(茂綱)・須古(信昭)・諫早(直孝)の竜造寺四家を佐賀に集めて家老に任命したことに求められる<sup>(1)</sup>。成立期の鍋島佐賀藩においては、これらの竜造寺一門が優位に立ち、その存在と意志を無視できなかったためである<sup>(2)</sup>。

しかし、竜造寺執政体制はストリートに成立したのではなく、それに先行して、鍋島茂里・同生三(姉川)を中心とする初期側近政治が展開する<sup>(3)</sup>。とくに慶長十五年茂里が死去したのは、初期藩政に占める生三の地位と機能はいっそう強化・拡大され、藩政の内外にわたって重要な役割と機能を発揮したのである<sup>(4)</sup>。それは竜造寺一門の政治中枢

への進出・掌握とうらはらの関係をたもちつつ、生三が死去する寛永初年まで継続される。

ところが、公儀普請役の遂行から必然化された藩財政窮乏の打開策を、竜造寺四家の協力（元和三部上地）<sup>(5)</sup>に求めたところから、竜造寺四家を首脳とする政治運営の途を開きかつ定着せしめることとなった。このように竜造寺一門を藩政首脳とする政治運営の路線確立は財政問題と密接な関連をもち、そのなかから多久安順―茂辰を首班とする当役政治が確立する。それは同時に、鍋島藩政下における竜造寺執政体制の成立を意味するものであった。<sup>(6)</sup>

こうして、佐賀藩においては、寛永十二年、竜造寺執政体制のもとで、惣仕置（請役家老・当役）―相談役という政治中枢機構が整備する一方、財政事務を総括する雑務方の蔵方頭人および大横目の制度が整備した。さらに蔵入方における財政運営の機構と制度が整備し、年間予算の編成とともに、決算仕組の体制が整備して、江戸・大阪と国元算用に分化した。<sup>(7)</sup>

佐賀藩においては、当役政治の成立によって、蔵入・家中の惣支配をおこなう強力な権限が当役（請役家老）に集中したが、多久茂辰は財政問題の失敗によって罷免となり、<sup>(8)</sup>後任の当役に、同じ竜造寺一門のなかから鍋島武茂綱が選ばれた。<sup>(9)</sup>こうして、佐賀藩においては、竜造寺一門が交代で当役に就任するという政治運営の基本原則が成立したのである。

勝茂の晩年に制定された総合藩法「鳥ノ子御帳」<sup>(10)</sup>によると、当時（承応元年）の「家老」（当役Ⅱ都合メリ心遣）は、多久茂辰・鍋島武茂和・諫早茂真の三名となっており、ほかに「他方え之連判」（連判家老）として、鍋島古正辰・鍋島武興・鍋島常貞が挙げられている。当役の職制は、上使および各往来時の出合・使者振舞および見廻・口事沙汰および訴訟・寄合・他方への連判等であるが、そのほか「家老役一職可為請役」（請役家老）と規定されている。また連判家老は、口事沙汰および訴訟を担当するほか、上使および使者飛脚を応接した。<sup>(11)</sup>

以上のように、勝茂の晩年に至るまで、竜造寺執政体制そのものには変化はなかったが、藩制機構の整備と行政諸

役の分化によって、とくと請役家老と連判家老の職務の分化によって、当役は一職請役という形で三名の交代勤務となっている。このことは、かつて国元諸事支配という形で多久茂辰に集中した権力強化方式ないし政治運営の在り方が変化したことを示すとともに、定着・固定化した竜造寺執政体制の形式化を招来したのである。<sup>(12)</sup>

重要なことは、藩初以来強力に打ち出され鍋島一門の創出・強化によって、藩政上におけるかれらの地位と発言が強力になってきたことである。事実、白石鍋島家の直弘は、借銀方の頭人に任じられて、藩財政についての最高の責任を負われる一方、基本法令の制定に際しては、請役・連判家老を差し置き、宛人の巻頭に記載されるに至っている。<sup>(13)</sup> 光茂襲封直後の「御代始条目」の宛人の巻頭に直弘が登場する所以は、ここにあり、つづいて同じ鍋島一門の神代直長が抬頭する。

と同時に光茂は、翌万治二年着座の座位を定めた。「光茂公譜考補」<sup>(14)</sup> 第一に、

勝茂公御代ニ着座ト云ヌク、長袴ノ人ト云テ数人アリ、是ヲ当年（万治二年ニ筆者）ヨリ着座ト被名付、座位ヲ被定、御家ノ誓詞モ着座切ニ被仰付候、勝茂公御代ニテハ、御親類・御家老ノ外ハ、御人指ニテ御家誓詞指上候とある。<sup>(15)</sup>

勝茂時代の長袴の人数人とは、納富鍋島・山代鍋島・石井・鍋島（舎人系）・岡部（勝茂召抱―旗本伊丹重好嫡子）家を指し、かれらが万治二年着座となったが、光茂は新たに多久三家（茂辰次男安胤系・同四男安英系・同五男安輝系）・坂部・岩村・執行・江副・岡部（分家利政系）家を着座とした。<sup>(16)</sup> 着座とは藩庁の座について藩政に参与するという意味をもち、藩政各局の実務を担当していくこととなる。さらに光茂は、神代鍋島・太田鍋島の両家を家老としたが、四代藩主綱茂（元禄八年―宝永三年）以降、深堀鍋島・姉川鍋島・倉町鍋島の三家が家老となった。<sup>(18)</sup> これに横岳鍋島家を加えて六家老と称し、家格序列のうえで、三家・親類の次位に位置した。

要するに、光茂時代は、竜造寺執政体制のもとで、直弘（白石鍋島）・直長（神代）等鍋島一門の登場・進出とともに

に、藩政の実務が着座層に移行していくところに特色があるが、寛文元年の直弘の死は、こうした権力構成ないし政治運営に大きな変化を与えたのである。

寛文元年八月、光茂は神代直長・多久茂矩・諫早茂真・鍋島<sup>武雄</sup>茂紀・鍋島<sup>横岳</sup>武興宛に「手頭」<sup>(20)</sup>を交付し、直弘死後の権力構成を確定した。これより先、神代直長は家老に任命されていたが、新たに直弘の嫡子直堯を請役家老とし、直長は寄合に出席させて仕置を担当せしめた。そして、新たに諫早茂真・鍋島<sup>横岳</sup>武興を請役家老、鍋島<sup>川清</sup>清良・鍋島<sup>通寛</sup>納正純を家老談合人（相談役）とし、鍋島<sup>龍世</sup>六左衛門・大木<sup>知昌</sup>兵部を大目付に任命した。さらに翌九月蔵入支配に嬉野十左衛門を命じ、年間予算の編成にあたっては、勝屋<sup>利忠</sup>新右衛門・石田三郎兵衛と相談せしめて目録を作成させ、請役家老に監査せしめた。また臨時・超過支出については、請役家老と検討せしめ、請役家老の手形をもって執行せしめた。<sup>(22)</sup>

こうして、光茂時代に至って、はじめて鍋島一門の請役家老が実現した。それは竜造寺一門が交代で請役家老に就任するという、これまでの政治運営の基本原則の変化を意味した。白石鍋島家の請役家老就任が、このことを象徴している。また、この期に横岳鍋島家が連判家老から請役家老に昇進したことは注目され、つづいて神代鍋島家が家老に昇格する。<sup>(23)</sup> 執政体制に占める鍋島一門の勢力は一挙に強化されたのである。

寛文十一年九月、光茂・綱茂に提出された起請文前書案によると、

一 御出陣御仕組之儀、我々へ被 仰付候上へ、第一五人致潤熟、御為宜様ト相調候へて不叶事候条、何も申談、依怙<sup>こま</sup>臆<sup>おそ</sup>眞<sup>まこと</sup>なく仕配可仕事

一 御出陣仕組之内、御隠密之儀御計策等被仰聞候趣、親子兄弟たり共、聊相洩問敷候段、相役之内たり共、同座ニ而不被仰聞人へハ、無御免問之儀、口外仕間敷事

一 (以下一条略)

とある。「五人」とは神代<sup>くましろ</sup>直長・鍋島<sup>白石</sup>直堯・多久茂矩・諫早茂真・鍋島<sup>武雄</sup>茂紀の諸家老を指すが、神代・白石両鍋島佐賀藩中期における権力構造と政治形態

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

家は竜造寺一門の諸家老とともに、佐賀藩軍役の中核をなす出陣仕組について協議に預かったのである。なお、同月の寺社方に関する「定」<sup>(25)</sup>の宛人は、竜造寺四家のほか鍋島<sup>横岳</sup>武興・鍋島<sup>神代</sup>嵩就・相良<sup>及貞</sup>求馬<sup>(26)</sup>となっており、神代<sup>ちやうじ</sup>鍋島家

・相良家の家老役就任を確認することができる。

しかるに寛文十二年と推定される九月十三日付の「覚」<sup>(27)</sup>によると、

一請役之儀、其方兩人江申付候条、諸事遂相談可被相調候、誠ニ乍兩人詰候儀ハ相統申間鋪と存候間、一年替ニノ勤可然候、先以当年よりハ若狭<sup>(武雄茂紀)</sup>可相動候、同役ニ申付候上ハ、非番之者も折々罷出相談可仕候、差宜候儀ハ、家

老中江茂如跡方申談、家中諸侍奉公之進退、其外下々至迄、何とそ作法能様ニ物毎相改、主人心遣可被仕事とあり、請役家老は多久(茂矩)・武雄(茂紀)両家となり、直長(神代)・直堯(白石鍋島)は相談役となった。<sup>(28)</sup>

延宝期の史料と推定される「役儀覚」によると、

一請役 (多久茂矩) 長門 (武雄茂紀) 若狭

副役

(相良及貞) 求馬

右役載配役

(中野利明) 数馬

新左衛門か

右病氣等無之時ハ、何も毎日御城相詰、国家之御用相調、若兩人之内当病之時ハ、今一人万相調、差立たる事ハ、後日ニ其趣を達へし

一家老役并請役方へ相談相手、并請役方へ存寄有之ハ、不差置被申候様 (神代鍋島嵩就) 弥平左衛門

一右同断、毎日之儀諸事御用相談 (須古茂俊) 阿波

一詰衆 鍋島大膳

鍋島左近

右ハ万御仕置方為見聞、稽古毎日登城、用相談候儀可承

一毎日登城御傍使 小川舎人 山崎藏人 木下五兵衛

一 請役評定衆

多久兵庫  
大木兵部  
石井兵庫 外ニ寄人石田安左衛門  
と兩人程か

右ハ当病差合等無之時ハ登城、乍然差立御用無之時ハ、毎日不及罷出、請役方ハ到来次第押付罷出、御用可相調候

一 毎日登城、但役方隙有之節

但御藏頭人ニ而

斎藤作左衛門

寺社奉行

大目付

当番

御目付

年行司役一人ハ

算用究頭人

儉約頭人

一 右之人数(マ)太抵毎日相詰御仕組ニ而、筋々之用所其役々令相談達候事

一 (以下七条略)

とあり、当時の権力構成と政治運営の在り方を知ることができ、多久・武雄両家が請役家老、相良求馬が副役、中野数馬外一名が載配役、神代鍋島・須古鍋島両家が相談役となっている。竜造寺執政体制がここで再び復活したのである。

こうした傾向をいっそう強めたのが貞享元年六月の「請役」<sup>20)</sup>規定である。この期に新たに「請役」規定を設けた理由は佐賀藩中期における権力構造と政治形態

由は、「泰盛院様御代、請役家老ニ被渡置候鳥子帳之儀、其時代と当時者、依事相替儀有之事候、依之右帳(ツ)之以、畢竟今度相改令書載」というにあった。要するに「鳥ノ子御帳」の記載方式への復帰を意図したのである。それは同時に「鳥ノ子御帳」の精神への復帰を意味する。

まず請役家老は「鳥ノ子御帳」と同じく「都合メ心遣」となり、多久茂矩・鍋島武茂武茂紀・諫早茂元の三名が任命された。「鳥ノ子御帳」の請役家老と同じ竜造寺一門である。「請役并江戸詰、其方共三人江申付候事(31)」とある。また請役手伝として多久安胤・深堀新左衛門が任命されている。このうち多久安胤は茂矩の弟で家格は着座、延宝期に請役評定衆を勤めている。

次に連判家老には鍋島須茂須茂俊・鍋島横岳横直朗・鍋島代高代高就の三名が任命されたが、神代鍋島家が千葉鍋島家と入れ変わったほかは、これまた「鳥ノ子御帳」の連判家老と同じである。他方よりの使者見廻役は請役・連判の六家老が担当したほか、請役家老のうち多久茂矩と鍋島武茂武茂紀は相良求馬・鍋島納富九左衛門とともに宗門改役をも担当している。

こうして、光茂時代も後期になると、竜造寺執政体制が復活・定着した。「請役」規定は、その後貞享四年九月にも設けられたが、(32)そこでも竜造寺執政体制であることには変わりない。勝茂晩年における実際の政務運営の発展のうえに、襲封間もなく鍋島一門の請役家老を実現した光茂も、後期になると、竜造寺一門を中心とする佐賀藩政の運営という長年の伝統と慣習にもつぎ、再び竜造寺執政体制を復活・定着した。「鳥ノ子御帳」の精神への復帰が、このことを決定づけた。むしろ、光茂の鍋島一門の重視は、親類層の強化と家格序列に現われていくが、それは封建的倫理や身分制秩序を重視する光茂の文治主義政策の当然の現われということができよう。そして、それは四代藩主綱茂の鍋島一門を頂点とする身分格制の確立へと発展するのである。

そこで次に、貞享元年六月の「請役」規定によって、「鳥ノ子御帳」と比較検討しながら、佐賀藩における政務運営の中枢をなす請役家老の職掌と機能について考察することとしよう。

2 請役家老の職掌と機能

貞享元年六月の「請役」規定は、請役・連判家老の構成と職掌を規定した「総論」の部分と「使者・飛脚仕組」・「上使并大名衆領中往来之仕組」・「長崎御番付而之手頭」の四部門より構成され、全六巻より構成される「鳥ノ子御帳」の第六巻に相当する。<sup>(34)</sup>

まず、「総論」の部分の第一・第二条において、請役（都合メ心遣<sup>武雄茂紀</sup> 多久茂矩・鍋島<sup>古茂</sup> 俊・鍋島<sup>古茂</sup> 横直朗・鍋島<sup>古茂</sup> 神嵩就）家老を記載したのち、第三条以下において、請役家老の職掌を次のように規定している。

- (3) 一宗門改之儀、從 公儀別而被入御念、毎度被御出儀候へハ肝要之事候、因茲都合長門<sup>(多久茂矩)</sup>・十左衛門<sup>(武雄茂紀)</sup>并相良求馬・鍋島<sup>(納)</sup> 寛九左衛門申付候条、隔年ニノ弥無迦可相勤事
- (4) 一上使并大名衆往来之事
- (5) 一從他方之使者・飛脚之事
- (6) 一口事沙汰并訴訟等相改之事
- (7) 一毎月寄合之事
- (8) 一長崎御番付而之事
- (9) 一隣国聞合并取合之事
- (10) 一請役者并諸番之事
- (11) 一諸触之事
- (12) 一公私諸御掟・諸法度之筋背候者、相糺候事

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

(13) 一家督跡式・養子縁辺之事

(14) 一境目并諸番所改之事

(15) 一他領江出候女・切手之事

(16) (本九・二之九・三之九)

一三方之門内江入候他領之者之儀者、従年行司相改、請役家老承届、提札可相渡事

(17) 一寺社江名代申付候事

(18) 一不時諸役之事

(19) 一江戸・京・大坂・下関・長崎、其外諸用之事

(20) 一寺井置船之事

(21) 一近年遣方令不足、内証差問候付而、我等立入方致簡略、藏方頭人・其外役者共江も申付候条、其方共も弥以諸事

減少有之様、心遣尤候事<sup>(35)</sup>

右にみる規定によれば、請役家老の職掌は、宗門改(3)をはじめとして、上使・大名衆往来時の振舞(4)、使者・飛脚の振舞および見廻(5)、長崎御番(8)、隣国との交渉(9)など、対幕府・対諸藩との対応・交渉のほか、国内の政務においては、口事沙汰・訴訟改(6)、寄合への出席(7)、役方・番方諸役の統括(10)、触事(11)、掟・法度違犯者の糺明(12)、家督跡式・養子縁組(13)、境目・番所改(14)、遣方(財政運営)(21)など、藩政の万般にわたっており、そのほか江戸・京都・大阪・下関・長崎・その他の諸用(19)、寺社名代(17)、臨時諸役の統括(18)、寺井置船(20)などをつかさどった。

これを「鳥ノ子御帳」の当該項目〔家老役<sup>(36)</sup>〕に比較すると、(4)・(5)・(6)・(7)・(10)・(11)以外の諸規定が追加されており、「鳥ノ子御帳」で「家老役一職可為請役<sup>(37)</sup>」という形で表現された職務内容が、より詳細かつ明確に規定されたのである。このことは、光茂による文治主義政策の展開にともなって、藩制機構がいっそう整備し、職制

の分化と機能的な進化がすすみ、各役職の職掌と極限が明確になったことを意味する。

重要なことは、「鳥ノ子御帳」に規定された請役家老・連判家老の職掌分化がみられないことである。延宝期の「役儀覚」<sup>(38)</sup>には、請役―副役―載配役・相談役・請役評定衆の職制はみられるが、連判家老の名称はみられない。「鳥ノ子御帳」の記載方式への復帰を意図した貞享元年六月の「請役」規定で、再び連判家老の名称が登場するが、そこで規定された職掌は請役家老の職務内容で、「請役」規定の宛人も多久茂矩・鍋島<sup>雄</sup>茂紀・諫早茂元（請役家老）となっている。連判家老については、巻末に、

(須古茂徳) (鍋岳直朝) (神代鍋島寛就)

右条数之通、請役勤之儀令書載相渡候、阿波・主水・弥平左衛門も、折々令登城、偕又其方共事、非番之時たり共、毎日罷出候程ニ令覚悟尤候、在所江暇を遣、又ハ当病差合等之節ハ各別ニ候、我等も毎日従三之丸本丸江相越、諸事に入念を入事ニ候へハ、不及申候得共、其方共在宅之刻も、万事不怠心懸、何も令熟談無迦可入念候、扱又側年寄共も相加里、相談仕候様申付候条、可得其意者也<sup>(39)</sup>

とあり、勤番・非番にかかわらず、毎日登城の覚悟をもって意見を述べ、請役家老と相談するのが、連判家老の勤務内容であった。事実、「請役」規定の第二条に、「阿波・主水・弥平左衛門儀、連判事候条、諸事存寄等、互可申談事」<sup>(40)</sup>とある。つまり、ここでいう連判家老は、かつての家老相談役に相当する。

一方、寛永十二年、多久茂辰の一人体制より出発した請役家老（当役）の員数は、承応元年、「鳥ノ子御帳」に至って、多久茂辰・鍋島<sup>雄</sup>茂和・諫早茂真の三人体制となった<sup>(42)</sup>。ついで光茂時代に入って、鍋島一門の請役家老が実現（鍋島<sup>石直堯</sup>・諫早茂貞・鍋島<sup>岳武興</sup>）したが、寛文末期から延宝期にかけて、多久茂矩・鍋島<sup>雄</sup>茂紀の二人体制となり、さらに貞享元年に至って、「鳥ノ子御帳」と同じく多久茂矩・鍋島<sup>雄</sup>茂紀・諫早茂元の三人体制となった<sup>(45)</sup>。

このように、請役家老の員数は時代により変化があつたが、貞享四年の「請役」<sup>(46)</sup>規定の「覚」第一条・第二条によれば、

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

一家老共連判之儀、(武雄茂紀) 十左衛門・豊前・伊豆・阿波、(諫早茂元) 右四人之事、(多久茂文)

一右四人之外者、請役申付候節へ、加判可仕候、但、公儀江差立たる時へ、不及加判事

とあり、請役家老は鍋島武雄茂紀の一人体制となる。(茂紀は請役・連判家老)。ただし、第二条の規定によれば、竜造寺四家以外からも請役家老を任命する可能性を残している。

そこで次に、貞享元年六月の「請役」規定にみられた各論(「仕組」)について検討することとしよう。そこに規定された「使者・飛脚仕組」・「上使并大名衆領中往来之仕組」・「長崎御番付而之手頭」(47)は、何れも「鳥ノ子御帳」第六巻に同様の規定があるが、「請役」規定のそれはいっそう簡略となっている。

まず、「使者・飛脚仕組」においては、他方から使者・飛脚が到着した際は道口・津口番より使者屋に報告せしめ(第一条)、しかるのち、使者屋番から請役家老・傍年寄・使者屋取次に届けさせた(第二条)。また他方からの使者見廻は、請役・連判六家老の担当となっている(第三条)、そのほか使者屋置物(第四条)、馳走(第五条)、長崎上使家老の諫早渡海および諫早・神代・武崎・浜(48)からの渡海仕組(第六・七条)、領中往還人(第八条)、旅籠屋(第九条)、船賃・駄賃・人足賃(第一〇条)、破損船(第一条)等についての諸規定を設けている。

次に「上使并大名衆領中往来之仕組」においては、用聞として侍一人を伏見・大阪または着船の場所に派遣し、道筋・供の人数・夫・小荷駄および宿泊場所を聞いて報告せしめたほか(第一条)、郡代心得(第二条)、夫・小荷駄(第三条)、道橋の掃除・行燈・提燈(第四条)、本陣の用意置物・旅籠および売物(第五条)、諫早渡海船(第七条)、日和悪しき日の領中船仕置(第八条)、陸路往来仕組(第九条)、願正寺の修理・掃除・置物(49)(第一条)、寺井・神崎・轟木・牛津・小田・塩田・浜・多良・武崎・諫早・矢上・嬉野・武雄の上使屋修理・掃除・置物(第二条)等についての諸規定をおこなっている。

注目すべきことは、第一〇条の次の規定である。すなわち、

一紀伊守・摂津守・備前守・長門・十左衛門・豊前知行中を往来之刻へ、其領主より無手間様可申付事

とあり、小城・蓮池・鹿島の三支藩領をはじめ、多久・武雄・諫早領など、請役家老の知行所を、上使ならびに大名が往来した際は、それらの支藩主・知行主が手当を加える規定をおこなっていることである。これは請役家老の知行所が支藩領と同じく万石以上で比較的一円的形態をたもち、かつ往還道が貫通していたためである。

最後に、「長崎御番付而之手頭」は、「鳥ノ子御帳」のそれと大差はない。異なる点は、「鳥ノ子御帳」が七条より構成されるのに対し、「手頭」は四条のみとなっている。まず第一条において、

一長崎表之儀、縦非番之年たり共、油断有間敷候、長崎御番第一之儀候条、兼而其心遣可為肝要事

とし、長崎御番役を公儀奉公への第一と規定した「御代始条目」<sup>(49)</sup>を再確認するとともに、非番の年も油断なく心懸けるよう規定している。以下当番年における深堀・西泊・戸町の人数・船数・鉄砲数・武具を相違なく点検せしめるとともに(第二条)、同所および島々の武具・船は、すべて隠岐(村田政辰、実は直弘次男)<sup>(50)</sup>に相談せしめ(第三条)、西泊・戸町小屋の幕籠および所々の船幕について規定した(第四条)。

以上の各「仕組」とも、請役家老の職掌であり、ここに佐賀藩における請役家老は、「鳥ノ子御帳」の精神にもとづく明確な法の規定のうえに、政務運営の中核機能を果たしたのである。注目すべきことは、高房の死後、竜造寺氏の本家格となった久保田村田家が、白石鍋島家に代わって武具方・船方を担当し、長崎警備における軍事力配置の相談役となったことである。<sup>(52)</sup>このことは、白石鍋島家の直弘の次男政辰が久保田村田家(氏久)の養子となり、事実上鍋島一門に「親類」となったことによるものであろう。

### 【註】

(1) 「御親類始御家老迄家々之大概」、「直茂公譜考補」一〇。

(2) (4) 藤野保「佐賀藩確立期における政治過程および政治形態」(『九州文化史研究所紀要』二四号)・同編『佐賀藩の総合佐賀藩中期における権力構造と政治形態』

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

研究』本編第二章第一節参照。

(5) 「安順年譜」下(「水江事略」七所収)、「御親類始御家老迄家々之大概」。

(6) 註(2)参照。

(7) 「勝茂公譜考補」四、「多久家文書」(『佐賀県史料集成』一〇巻所収)「多久家書物御什物方指出」五号鍋島勝茂物仕置書立・八号鍋島勝茂覚書。

(8) (9) 「鍋島勝茂覚書」(「多久家書物」・「肥陽旧章録」所収)、「茂辰年譜」(「水江事略」八所収)。

(10) 「鳥ノ子御帳」(『鳥栖市史』資料編第三集所収)。

(11) (12) 註(2)参照。

(13) 「鳥ノ子御帳」一五。

(14) 「光茂公譜考補」一。

(15) 「葉隠」にも「今年より着座人数御定、御家誓詞仰付けられ候」とある(『葉隠』聞書第五 四八四条)。

(16) 「着座中家々之一通」。

(17) 栗原荒野『校註葉隠』一四頁。

(18) 「御親類始御家老迄家々之大概」、藤野保「佐賀藩における三支藩の成立過程」(『九州文化史研究所紀要』二五号)・前掲『佐賀藩の総合研究』本編第一章第二節参照。

(19) 「鍋島山城家系図」(「御親類系図」所収)。

(20) 「家老并諸役者江渡之手頭」、「従前々之遊出写」。

(21) 「神代家系図」(「御親類系図」所収)。

(22) 「寛文元年蔵入方付而申渡条々」。

(23) 「鍋島弥平左衛門系図」(「御家老系図」所収)。

(24) 「白石鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』一五巻所収)二六号某等起請文前書案、「五番御掛硯誓詞書写」二一。

(25) 「従前々之遊出写」、「家老并諸役者江渡之手頭」。

(26) 相良求馬、名は及真、勝茂室高源院の手男鶴源兵衛の子。相良貞行の養子となつて、幼少より光茂の遊び相手となり、年

寄役から家老となつた(栗原荒野『校註葉隠』二二頁)。

(27) (28) 「家老并諸役者江渡之手頭」、「従前々之遊出写」。

(29) 「多久家書物」。

(30) (31) 「請役」(貞享元年六月十九日)。

(32) 「請役」(貞享四年九月二十九日)。

(33) 註(2)参照。

(34) 「鳥ノ子御帳」六。

(35) 「請役」(貞享元年六月十九日)。

(36) (37) 「家老役」(「鳥ノ子御帳」六)。

(38) 「多久家書物」。

(39) (40) 「請役」(貞享元年六月十九日)。

(41) 「多久家文書」(『佐賀県史料集成』一〇卷所収)「多久家書物御什物方指出」五号鍋島勝茂惣仕置書立、「同」(『同』八卷所収)三三三号鍋島勝茂覚書。

(42) 「鳥ノ子御帳」六。

(43) (44) 「家老并請役者江渡之手頭」、「従前々之遊出写」。

(45) 「請役」(貞享元年六月十九日)。

(46) 「請役」(貞享四年九月二十九日)。

(47) 「使者・飛脚仕組」・「上使并大名衆領中往来之仕組」・「長崎御番付而之手頭」(「請役」貞享元年六月十九日所収)。

(48) 「鳥ノ子御帳」六の「上使衆領中往来之時之仕組」に「所々茶屋之用意」として、「佐嘉弥念寺・願正寺 両所、鍋嶋内蔵 助存、但、諸色蔵入ノ可申付候」とある。前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第六節第二項参照。

(49) 「光茂公譜考補」一、「蓮池鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』一四卷所収)二七号鍋島光茂代始条目、「白石鍋島家文書」

『同』一五卷所収)一七号鍋島光茂代始条目写。

(50) 「村田家系図」(「御親類系図」所収)。

(51) 註(18)参照。

(52) 「鳥ノ子御帳」六の「長崎御番付而之手頭」第三条には、「(白石鍋島直弘)武具并船之儀、都合山城守之申付候条、長崎・深堀・西泊・戸

町、其外島々々召置候武具・船之儀、山城守相談候而、何時も其方手前ノ差越可被申事」とあり、鍋島白石直弘が長崎警備に  
おける軍事力配置の相談役の位置を占めていた。

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

### 三 支配機構の整備と運用

#### 1 蔵入支配の強化と算用

竜造寺氏の領国を継承し、かつその家督を相続することによって成立した鍋島佐賀藩は、竜造寺一門を頂点とする領国体制のなかで、鍋島氏を中心とする支配体制を確立していくために、慶長総検地を実施して、高三五万七、〇三六石五斗九升九合を打ち出し、幕府公認の朱印高を確定する一方、全家臣団に対して三部上地（知行地の三〇%召上）を実施し、新たに知行判物を与えて、家臣団に対する統制を強化したが、元和七年にも竜造寺四家（諫早・武雄・多久・須古）を対象に三部上地を実施して、蔵入地を拡大し、鍋島一門の積極的な創出策を実施した。

こうして、慶長九年、五万八、三九二石五斗であった御蔵入は、総検地・三部上地後の元和六年には七万七、六九七石三斗三升三合となり、さらに元和三部上地後の寛永四年には一一万八、八五七石五斗六升に増加した。もちろん、このなかには開発高も含まれているが、二回にわたる三部上地による没収高は開発高とともに蔵入地の拡大を招来したのである。

ここに、一門創出の基盤が形成されたが、勝茂は、まず慶長十四年、弟忠茂に定米一万石（知行高二万石）を与えて鹿島鍋島家を創設<sup>(10)</sup>、ついで元和三年には、長男元茂に定米一万三六三石三斗（知行高一万七、二七三石三斗）を与えて小城鍋島家を創設し、下って寛永十六年には、五男直澄に知行三万五、六二四石二斗（定米一万七、八二石一斗）を与えて蓮池鍋島家を創設した<sup>(11)</sup>。これがいわゆる「三家」であるが、寛永十九年、鹿島鍋島家は忠茂系より勝茂の九男直朝系に交代する<sup>(12)</sup>。さらに勝茂は、譜代の重臣成富家の養子となった八男直弘に、寛永十年、同家の知行のうち一、〇〇〇石を分知せしめて一家を創出<sup>(13)</sup>（白石鍋島家）、また少弐氏の後裔関家を相続した一一男直長を、明暦元年、川

第1表 上級家臣団の構成(寛永5年)

番号	氏名	知行高
1	(小城) 鍋島 紀伊守(元茂)	57,452
2	(諫早) 諫早 石見守(直孝)	25,741
3	(武雄) 武雄 主殿助(茂綱)	21,572
4	(多久) 多久 長門守(安順)	21,461
5	(鹿島) 鍋島 孫平太(正茂)	13,616
6	(久保田) 村田 八助(安良)	8,482
7	(須古) 須古 中務(茂周)	8,250
8	(川久保) 神代 对馬守(常親)	6,816
9	(横岳) 鍋島 隼馬助(茂宗)	5,288
10	(神代) 鍋島 隼人佐(茂貞)	4,410
11	(深堀) 鍋島 伊豆守(茂賢)	4,100
12	(姉川) 鍋島 右近允(茂泰)	3,779
13	(倉町) 鍋島 式部少輔(貞村)	3,347
14	(成富) 成富 兵庫助(茂安)	3,200
15	(太田) 鍋島 帯刀佑(茂貞)	2,500
16	(納富) 鍋島 市佑(長昭)	1,422
17	(勝屋) 勝屋 勘右衛門(茂為)	2,000
18	(山代) 鍋島 喜左衛門(茂貞)	1,700
19	(有田) 有田 李之允(紀)	1,700
20	(千葉) 鍋島 玄蕃允(常貞)	1,560
21	(伊万里) 鍋島 伝兵衛(茂教)	1,425
22	(石井) 石井 修理亮(茂成)	1,250
23	(関) 関 将監(清長)	1,200
24	(石井) 石井 左近允(孝成)	1,198
25	(勝山) 勝山 大蔵(勝種)	1,086

久保神代家の養子とし、関・神代両家の知行合わせて一万一、六六二石七斗五升(物成四、六六五石一斗)を与えて一門(親類)とした。

以上のような勝茂の積極的な一門創出策によって、これまでの鍋島一門(神代鍋島・横岳鍋島・姉川鍋島・深堀鍋島)に加えて、新たに小城・蓮池・鹿島・白石の各鍋島一門が成立し、三部上地による没収高(↓蔵入地)が再配分されて豊富な知行地が与えられた。このうち三家は、寛永十九年、それぞれ大名(小城藩||知行高七万三、二五三石五斗、蓮池藩||同五万二、六二五石、鹿島藩||同二万石)<sup>(16)</sup>となつて支藩(三支藩)を構成し、白石鍋島家は、これまでの鍋島一門ともにも上級家臣に取立てられ、竜造寺一門に庄倒的優位をたもちつつ、ここに鍋島・竜造寺一門を上級家臣とする鍋島

〔註〕「寛永5年惣着到」によって作成。知行高は5ツ成を原則とし、諫早(2)・武雄(3)・多久(4)・須古(7)の竜造寺4家のみ4ツ成表示。( )内は何れも筆者が追記したもの。

佐賀藩が体制的に成立するのである(第一・二・三表参照)。

このうち、第一表は元和三部上地後の寛永五年、第二表は島原の乱後の同十九年、第三表は勝茂死亡前年の明暦二年における上級家臣の構成をみたものであるが、鍋島一門の創出策によって、上位に進出した鍋島一門は、寛永十九年に至つて、竜造寺一門とそ

第2表 上級家臣団の構成(寛永19年)

番号	氏名	知行高
1	(小城) 鍋島 紀伊守元茂	58,602
2	(蓮池) 鍋島 甲斐守直澄	42,100
3	(白石) 成富 山城守直弘	6,000
4	(鹿島) 鍋島 刑部少輔直朝	15,616
5	(関) 関 大和守常利	3,158
6	(諫早) 諫早 豊前守茂敏	26,200
7	(武雄) 鍋島 若狭守茂綱	21,600
8	(多久) 多久 美作守茂辰	21,600
9	(久保田) 村田 伊平守氏久	8,616
10	(須古) 鍋島 因幡守俊清	8,250
11	(横岳) 鍋島 主水正武興	7,500
12	(川久保) 神代 伯耆守常親	7,150
13	(深堀) 鍋島 七左衛門茂賢	6,000
14	(神代) 鍋島 隼人佐孝頭	4,410
15	(姉川) 鍋島 縫殿助茂房	4,041
16	(倉町) 鍋島 市正貞村	3,460
17	(太田) 鍋島 主市膳茂晴	2,800
18	(納富) 鍋島 主市佑長昭	2,630
19	(成富) 成富 左兵衛長利	2,040
20	(山代) 鍋島 勝右衛門(方教)	1,800
21	(有田) 有田 左馬助孝純	1,750
22	(千葉) 鍋島 玄蕃允常貞	1,640
23	(伊万里) 鍋島 伝兵衛茂教	1,426
24	(石井) 石井 兵庫助孝成	1,386
25	(大木) 大木 勘解田統清	1,100

〔註〕「御国惣万帳」によって作成。知行高は5ツ成を原則とし、諫早(6)・武雄(7)・多久(8)・須古(10)の竜造寺4家および横岳(11)・深堀(13)の鍋島2家のみ4ツ成表示。( )内は何れも筆者が追記したもの。鍋島俊清(18)は茂周(須古)、鍋島孝頭(14)は茂貞(神代)、鍋島茂房(15)は茂泰(姉川)、有田孝純(21)は紀。

最上位とする家臣団構成が形成されたことが解る。第二・三表において、記載順位が石高順となっていないのは、鍋島一門を頂点とする家臣団構成および家格序列を確定するにあたって、知行高より身分格制を重視したことを示すものである。

この寛永十九年における家臣団構成は、明暦二年の段階において、神代家の上位進出以外、第一位の小城鍋島家から第一四位の姉川鍋島家まで、家格序列に全く変化がみられない。このことは、佐賀藩における最上位家臣団の身分格制が寛永十九年に確立し、三家・親類・親類同格・家老という佐賀藩特有の支配体制・身分秩序の原型が、この期に出来上ったことを示している<sup>(20)</sup>。また石高表示を四ツ成に統一することによって、知行高と物成高の変動性に終止符を打ち、かつ両者を併記することによって、知行概念を佐賀藩特有の物成概念に即応せしめた。こうして、佐賀藩における最上位家臣団の知行高とその配置がほぼこの期に確定し、特異な存在形態を示すに至るのである。

以上みる三部上地と一門創出の過程を通じて、竜造寺一門の知行地は半減し、諫早家の知行地は、小城・藤津郡の

第3表 上級家臣団の構成 (明暦2年)

番号	氏名	知行高	物成高
		石斗	石斗
1	(小城) 鍋島加賀守(直能)	73,252.5	29,301
2	(蓮池) 鍋島甲斐守(直澄)	52,625	21,050
3	(白石) 鍋島山城守(直弘)	9,025	3,410
4	(鹿島) 鍋島和泉守(直朝)	20,000	8,000
5	(川久保) 神代大和守(直長)	11,662.75	4,665.1
6	(諫早) 諫早豊能守(茂真)	26,200	10,480
7	(武雄) 鍋島能登守(茂和)	21,600	8,640
8	(多久) 多久美作守(茂辰)	21,600	8,640
9	(久保田) 村田伊平太(氏久)	10,770	4,308
10	(須古) 鍋島伯耆守(正辰)	8,250	3,300
11	(横岳) 鍋島主水佐(武興)	7,500	3,000
12	(深堀) 鍋島志摩守(茂里)	6,000	2,400
13	(神代) 鍋島中務少(孝頭)	5,512.5	2,205
14	(姉川) 鍋島縫殿助(茂泰)	5,051.25	2,020.5
15	(太田) 鍋島式部(貞恒)	5,000	2,000
16	(倉町) 鍋島市正(直広)	5,075	2,030
17	(千葉) 鍋島玄蕃(常貞)	3,000	1,200
18	(納富) 鍋島監物(正純)	2,700	1,080
19	(山代) 鍋島喜左衛門(武)	2,250	900
20	(有田) 有田勘解由(紀)	2,200	880
21	(伊万里) 鍋島隼人(教澄)	1,782.5	713
22	(石井) 石井兵庫(孝成)	1,758	703.2
23	(舍人系) 鍋島六左衛門(種世)	1,287.5	515
24	(中野) 中野数馬(政利)	1,380	552
25	(大木) 大木兵部(知昌)	1,250	500

〔註〕「泰盛院様御印帳」によって作成。知行高は4ツ成表示に統一され、知行高と物成高の併記方式となる。( )は何れも筆者が追記したもの。鍋島山城守(3)の物成高は3,610石である。

の一部は再び知行地に還元された。鍋島一門のうち、鹿島鍋島家の知行地は小川家の遺領を基礎に成立したのに対し、小城鍋島家の知行地は直茂の隠居分を基礎に成立しながら、その後小城・杵島郡において大幅に増されたため、元和三部上地後、小城郡山内一職と佐賀郡の一部および松浦郡山代一職に所替えとなった。以上に対して、蓮池鍋島家の知行地は、寛永十六年、新規に創設されたため、本居佐賀郡蓮池とそれに接続する神埼郡を中心に、藤津・松浦・杵島郡に散在する蔵入地を割譲して成立し、極端な分散知行の形態となった。それと同時に、佐賀・神埼郡にあった佐賀藩中期における権力構造と政治形態

所領が没収されて、高来郡を中心に藤津郡と彼杵郡の一部となり、武雄家の知行地は、小城・松浦郡と杵島郡の一部所領が没収されて、杵島郡の西南部と藤津郡の一部となり、多久家の知行地は、佐賀郡と小城郡東部・杵島郡の所領が没収されて、小城郡西部と杵島郡の一部となった。

こうして三部上地によって没収された知行地は蔵入地に編入され、量的拡大が試みられたが、鍋島一門の創出策によって、そ



他の家臣団の知行地は、三根・養父郡に所替えとなった。<sup>(25)</sup>

ここに、佐賀藩における蔵入地と知行地の配置が大筋において確定し、蔵入地は生産力のもっとも進んだ佐賀・神埼郡の平坦地を中心に、杵島郡の東部・三根・養父・藤津・松浦・高来郡に散在するに至った。その高は、領国の知行配分がほぼ確定した後の寛永十八年に地米一万四、〇一七石五斗となっている。<sup>(26)</sup>

では、領国の知行配分がほぼ確定した後の蔵入地の増加策とその経営は、どのように推進されたのであろうか。それを具体的に示したのが寛文元年に制定された「蔵入方付而申渡条々」<sup>(27)</sup>である。前述したように、光茂は鍋島石直弘死後の権力の再編成の一環として、嫡子直堯の請役家老を実現するとともに、嬉野十左衛門に蔵入支配を命じた。<sup>(28)</sup>

同「申渡条々」の第一七・一八条によれば、

一 先様加増并新地申付候者有之刻者、上り地之内も無高下割分村付可差出候、誰人在所者届候儀有之共、好之在所差出間敷候、下吟味相々候上ニ而、我等切手可差出事

附り、上地有之刻、蔵入近所之儀者、蔵入ニ相加、先様蔵入・配分不入交様ニ仕成候心遣可仕支

一 佐嘉郡并佐嘉山・神埼山、先様配分ニ差出間敷候、自然上り地有之刻者、蔵入ニ可相加事

とあり、加増・新地は上地より給与し、希望の知行地の給与を禁止するとともに、蔵入地付近の上地は蔵入地に編入して、蔵入地と知行地の入組を防止する方針をとった。とくに佐賀郡および佐賀山・神埼山における知行配分を禁止し、上地がある場合は蔵入地に編入した。こうした方針は、すでに勝茂の晩年に打ち出されていたが、<sup>(29)</sup>光茂はその方針を継承し、蔵入地の集中増加策をいっそう推進していったのである。

と同時に、光茂は同じ寛文元年、鍋島六左衛門を山方支配に命じ、「山方ニ而申渡条々」<sup>(30)</sup>を制定して、山方の仕組を改正するとともに、山方支配を強化して蔵入山の確保につとめた。その第八条に、

一 蔵入山之内、縦親類・家老中ニ而も、或山を望、或獵方之法度可仕由望被申候共、取次間敷事

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

とある。また、第六条には、先の「蔵入方付而申渡条々」の第十九条と同様の規定を設け、

一 山方・里山方、蔵入・配分ニよらず、田畠之障ニ相成竹木、於有之者、嬉野十左衛門致相談、城之構其外差合無之処者、見斗枝をおろし、在所ニより吟味之上、切せ候而も不苦事

として、蔵入地・知行地によらず、田畠の支障になる竹木は伐採せしめ、農業生産力の確保につとめた。

さらに、蔵入地で発生した口事沙汰は請役家老に報告せしめるとともに(第二一条)、第二二・二三条において、一夫・小荷駄并手男遣方之儀、其方ニ相任候条、夫仕減候様ニ心遣可仕候、申付様之儀者、請役家老江令相談、百姓痛ニ罷成様ニ可申付候

一点役・郷普請之外、我等へ不申聞、私ニ夫丸差出間敷候、親類・家老、其外寺社方へ不叶用所之儀於有之者、在江戸之時たり共、其主を我等江申聞せ候半者、皆可遣候条、点合を以可差出事

として、蔵入地における夫役労働を軽減し、蔵入百姓の農業経営に留意した。点役・郷普請のほか夫丸を禁止したのも、同じ趣旨によるものである。<sup>(33)</sup>総じて光茂時代の藩政の特色は、蔵方支配にかかわらず、藩政の万般にわたって、請役家老の管理体制が強化されたところにある。このことは、政務運営の中樞をなす請役家老の権限と機能が、いっそう強力かつ広汎になったことを示すものである。

ついで元禄三年、詳細な「蔵入掟」<sup>(34)</sup>を制定し、蔵入地に対する管理・統制をいっそう強化したが、この「掟」は「鳥ノ子御帳」第二巻の「定」(蔵入方)<sup>(35)</sup>を再確認したものであり、光茂晩年における「鳥ノ子御帳」の精神への復帰の一環をなすものである。その第一条に「公私万事調候儀、蔵入所務第一ニ候条、卒尔之支配不可然候、大抵之損益を相考、兼而役者配可入念事」とし、蔵入所務を藩政運営の第一に規定している。

しかし、元禄三年の「蔵入掟」は、単に「鳥ノ子御帳」の再確認にとどまらず、その後の事態に対する新しい局面を打ち出している。耕作・潮土井の支障となる新堀(新田開発)の許可制(第二四条)、直臣・陪臣に対する新開の禁止

(第二五条)、直臣の知行成(免の引上)の禁止(第二六条)、蔵入地における大庄屋・小庄屋の交替制の導入および頭百姓からの小庄屋の選出(第二八条)<sup>36</sup>等がそれである。こうして、元禄期における蔵入地対策は、新田開発から村役人の選出におよび、その管理体制はいっそう詳細かつ緻密となった。そして、そこでの政策基調は、蔵入所務を第一とするスローガンのもとに、蔵入百姓の農業経営の安定確保と再生産維持にあった。

こうした蔵入地に対する管理体制の強化は、当然蔵入算用についての詳細な運営となって現われた。寛文元年、光茂は嬉野十左衛門に蔵入支配を命ずると同時に、大目付大木兵部と相談せしめ、蔵入方を運営させたが、ここに大目付(大木兵部)―蔵入頭人(嬉野十左衛門)・大目付(鍋島六左衛門) Ⅱ山方奉行という職務分掌・行政系統が整序化する。

同年制定された「蔵入方付而申渡条々」<sup>38</sup>の第五条によれば、

一 蔵入十二ヶ月惣仕廻定之儀、毎年秋始、其方并勝屋新右衛門・石田三郎兵衛相談を以、凡目録相調、請役家老江見せ可申芟、右定之外、臨時并入越遣方者、時々ニ請役家老前ニ而相究候上、請役家老手形を以可差出候、自然我等留主之刻、俄ニ銀米入用之儀候而、関千左衛門・石井吉右衛門手前々差出候半而不叶刻者、左京<sup>(神代直忠)</sup>・請役家老手形を以、右両人手前々可差出事

とあり、蔵入一二月の年間予算の編成は、毎年秋はじめに、嬉野十左衛門・勝屋新右衛門・石田三郎兵衛の三人に相談せしめて目録を作成させ、請役家老に監査せしめるとともに、臨時・超過支出については、その時々請役家老と検討せしめ、請役家老の手形をもって執行せしめた。また藩主の留守時、緊急に銀・米支出が必要なときは、神代直長および請役家老の手形をもって、関千左衛門・石井吉右衛門より執行せしめた。

こうした蔵入算用における年間予算の編成と臨時支出に対する措置は、すでに寛永十二年に確立し<sup>39</sup>、「鳥ノ子御帳」において整備されたが、光茂時代の特色は、予算編成および執行について請役家老の権限が強化されたところにある、

これまた請役家老の管理体制強化の一環をなすものである。関千左衛門・石井吉右衛門とも、「鳥ノ子御帳」制定時より蔵方において、予算執行を担当したものであるか、緊急時の予算執行は神代直長が請役家老とともに担当したことは注目される。

さらに「申渡条々」<sup>(41)</sup>の第六条によれば、

一其年之蔵入物成都合之目録相メ候刻、右十二ヶ月惣仕廻之積ニ引合せ、余米有之分者、関千左衛門・石井吉右衛門手前ニ渡置、年中臨時并不斗入越等有之節者、我等切手を以可差出事

とあり、一二カ月の年間予算とともに、「余米」をもって予備費を計上し、臨時支出や不時の超過支出を、そこから執行せしめた。この点に関して注目されるのが、次の第一六条の規定である。すなわち、

一蔵入物成代銀之外ニ、色々々少充集候金銀・米錢之間於有之者、掛硯役之者江可相渡事

とあり、蔵入地からの物成・代銀のほか、各方面から集めた金銀・米錢を掛硯役に渡し保管したことである。掛硯とは、元来重ね硯箱を意味し、藩主の内帑または手文庫を指した。掟書その他を納め、参勤交代にも携帯した。別名御秘書ともいい、錦袋入りの枋の木箱である。転じて小物成方で収納した金銀・米錢を藩主の掛硯に収めたところから藩主の機密費となり、後期・幕末には軍事費の主たる財源となった。<sup>(43)</sup> 財政運営における予備費の計上や掛硯財源が形成されたことは、この期の大きな特徴である。

この点に関して注目されるのが「小物成方定」<sup>(44)</sup>（貞享二年）の制定である。小物成算用究めについては、すでに寛永十二年に規定があったが、<sup>(45)</sup>「鳥ノ子御帳」においても、法としてのまとまった規定はなかった。しかるに、この期に「小物成方定」を制定した所以は、先述した蔵入地管理体制強化の一環をなすと同時に、蔵入算用において、小物成が財源として重要な意味をもち、小物成算用が必要になったことを意味している。その第二・三条に、

一 小物成方上納銀、毎年極月廿日限相定候条、諸役者従手前、毎年右日限ニ帳目安并成目録、蔵納可仕事

一金銀・米錢、月々ニ取納有之役者ハ、六月一切、師走一切、一ケ年ニ二度ニ藏納仕候様可申付事

とあり、小物成方の上納銀の期限を毎年十二月二十日に決定するとともに、月々取納する金銀・米錢は、六月・十二月の二回にわたって藩庫に収めた。また小物成算用については、第九条に、

一 小物成藏方惣仕廻目録、前年之勘定、翌年六月限ニ入方并出方之目安可差出候、我等見聞之印可差出候条、此目安を以、次年之勘定可引合事

とあり、小物成の予算編成にあたっては、前年の勘定を、翌年の六月に至って收支を明らかにしたが、重要なことは、小物成の収支については藩主みずから見聞の印を捺したことである。この点、藏入算用（本年真）における予算の編成・執行が、請役家老の監督と責任において運営された事態と相違する。小物成算用についての藩主の直接監査は、小物成についての藩主の掌握を意味し、そこから掛硯財源が形成されるに至るのである。

さらに「小物成方定」<sup>(46)</sup>の第一八・二一条において、

一 山方・野方・葭方江新開仕、在所於有之ハ、藏入頭人江申談、開立可申候、物成米相懸リ候ハ、新小物成ニ可相加候、少分之開所并銀目有之在所ハ、小物成藏江可相納事

一 山方・野方ニ相付候田畠、藏入ニ交紛敷所ハ、藏入頭人江申談、新小物成ニ相加、入交不申様、筋々江可申付事とし、山方・野方・葭野方の開発地に対する物成米は、新小物成に加えるとともに、山方・野方に付属している田畠で、藏入地と錯綜し紛敷しき所は、新小物成に加えるなど、新小物成の源財確保に努力のあとが認められるのである。

以上、光茂治下の藩政の特色は、藏入所務を第一とするスローガンのもとに、勝茂の晩年に打ち出された藏入地の集中・増加策を推進する<sup>(47)</sup>一方、そこでの管理体制を強化し、藏入百姓の農業経営の安定確保と再生産維持につとめるとともに、藏入算用における請役家老の監督と権限を強化し、予備費や掛硯を設けて、小物成算用を採用し、新小物成の財源確保に努力したところであった。それは佐賀藩中期における支配機構整備の一環をなすものであった。では、

佐賀藩中期における権力構造と政治形態

それに対応して、光茂時代における地方支配機構は、どのように整備されたか、次に考察することとしよう。それは当然江戸・大阪における仕組の改正・整備と軌を一にするものである。